

2026年4月

お客さま各位

アセットマネジメント One 株式会社

One国内株オープンマザーファンドのレンディング開始についてのお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では収益源の多様化や更なる投資成果の向上を目的として、「One国内株オープンマザーファンド」(以下、「対象マザーファンド」といいます。)において、レンディングを開始いたします。

レンディングの開始に先立ち、対象マザーファンドに投資を行う「One国内株オープン(愛称:自由演技)」、「One国内株オープン(年2回決算型)(愛称:自由演技(年2回))」(以下、「対象ファンド」といいます。)につきまして、品貸料の一部を委託会社および受託会社の信託報酬として収受可能とするための約款変更を行いますので、下記のとおりご案内申し上げます。

本対応について、対象マザーファンドおよび対象ファンドの基本方針や運用体制についての変更は一切なく、受益者の皆さまに特段のお手続きを求めるものでもありません。なお、今後もファンドの性質や状況に鑑みながら順次実施の検討を行う予定です。

今後とも弊社投資信託をお引き立ていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

敬具

記

1. レンディングについて

有価証券の貸付取引(レンディング)は、ファンドが保有する有価証券の一部を証券会社等に貸出すことで品貸料を得るものです。

通常の運用に加えてレンディングによる品貸料を獲得し、収益源を多様化することで、更なる安定的なリターン確保とお客様の利益最大化を目指す取引です。

2. 実施概要

通常の運用に加え、レンディングによる品貸料を獲得することにより、収益源の多様化を図り、投資成果の向上を目指します。

マザーファンドがレンディングを実施することにより収受した品貸料は、マザーファンドに収益として計上されます。この収益の一部(50%未満)に相当する額を委託会社および受託会社の信託報酬として収受させていただくため、対象マザーファンドに投資する各対象ファンドの約款を変更し、信託報酬に係る規定を追加するものです。主な変更点につきましては、別紙をご参照ください。

3. 対象マザーファンド

One国内株オープンマザーファンド

4. 約款変更対象ファンド（公募ファンド）および投資信託約款の変更適用日

対象ファンド	投資信託約款の変更適用日
One国内株オープン(愛称:自由演技)	2026年5月29日
One国内株オープン(年2回決算型)(愛称:自由演技(年2回))	2026年6月3日

以上

ご参考 目論見書における主な変更点

下記は交付目論見書の変更内容の主な変更点の一例です。

「ファンドの費用」の変更内容は目論見書の定期改版後にご確認いただけます。交付目論見書は弊社ホームページに掲載いたします。

変更後

投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>以下により計算される①と②の合計額とします。</p> <p>①ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.76%(税抜1.60%)の率を乗じて得た額 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳(税抜)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.7625%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.7625%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.0750%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>②投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの品賃料のうちファンドに属するとみなした額に55%(税抜50%)未満の率*を乗じて得た額 *2026年5月29日現在は、品賃料の49.5%(税抜45%)以内になります。委託会社と受託会社が受け取る品賃料の配分は4:1の割合となります。 品賃料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が運用管理費用(信託報酬)として受け取ります。</p> <p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎年2月末日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p>	支払先	内訳(税抜)	主な役務	委託会社	年率0.7625%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.7625%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.0750%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
支払先	内訳(税抜)	主な役務											
委託会社	年率0.7625%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価											
販売会社	年率0.7625%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価											
受託会社	年率0.0750%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価											
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎年2月末日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>												

変更前

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.76%(税抜1.60%) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎年2月末日(休業日 の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	
	支払先	内訳(税抜)
	委託会社	年率0.7625%
	販売会社	年率0.7625%
	受託会社	年率0.0750%
その他の 費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎年2月末日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>	

ご参考 約款における主な変更点(新旧対照表)

下記は約款の変更内容の主な変更点の一例です。

約款の変更内容は目論見書の定期改版後に請求目論見書にてご確認いただけます。請求目論見書は弊社ホームページに掲載いたします。

(新)	(旧)
<p><信託報酬等の総額および支弁の方法></p> <p>第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p>1. 第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額</p> <p>2. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの信託財産に属する品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないもの）とします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）に100分の50未満の率を乗じて得た額</p> <p>② 前項各号の信託報酬は、毎年2月末日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。</p> <p>③ （以下略）</p>	<p><信託報酬等の総額および支弁の方法></p> <p>第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。</p> <p>② 前項の信託報酬は、毎年2月末日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。</p> <p>③ （以下略）</p>